

# 練馬区文化財保護条例

昭和61年3月28日

条例第26号

## 目次

- 第1章 総則(第1条 第5条)  
第2章 文化財の登録および指定(第6条 第9条)  
第3章 文化財の管理(第10条 第16条)  
第4章 文化財の公開および補助(第17条 第20条)  
第5章 文化財保護審議会(第21条 第24条)  
第6章 雑則(第25条・第26条)

## 付則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第98条第2項の規定に基づき、練馬区(以下「区」という。)の区域内に存する文化財の保存および活用のため必要な措置を講ずることにより、郷土文化の振興と発展を図り、もって区民の文化の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、つぎの各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値のあるもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)ならびに考古資料およびその他の学術上価値のある歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値のあるもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習または民俗芸能で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「無形民俗文化財」という。)
- (4) 前号に掲げる風俗慣習または民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「有形民俗文化財」という。)
- (5) 城跡、旧宅、塚その他の遺跡で、歴史上または学術上価値のあるもの(以下「史跡」という。)
- (6) 庭園その他の名勝地で、芸術上または観賞上価値のあるもの(以下「名勝」という。)
- (7) 植物(自生地を含む。)および動物で、学術上価値のあるもの(以下「天然記念物」という。)

#### (区の責務)

第3条 区は、文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、文化財の保存および活用が適切に行われるよう努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、文化財の保護の意義を認識し、区がこの条例の目的を達成するために行う施策に協力しなければならない。

(教育委員会の責務)

第5条 練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)は、区の区域内に存する文化財を調査し、目録を作成して、文化財の所在および保存状況を明らかにするよう努めなければならない。

2 委員会は、教育活動、広報活動等を通じて、文化財の保護に関する区民の意識の高揚に努めるとともに、文化財の保護および研究に関する自主的活動の育成を図らなければならない。

第2章 文化財の登録および指定

(文化財の登録)

第6条 委員会は、区の区域内に存する文化財を調査し、必要と認めたものをつぎの各号の練馬区登録文化財(以下「登録文化財」という。)に登録することができる。

- (1) 練馬区登録有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)
- (2) 練馬区登録無形文化財(以下「登録無形文化財」という。)
- (3) 練馬区登録無形民俗文化財(以下「登録無形民俗文化財」という。)
- (4) 練馬区登録有形民俗文化財(以下「登録有形民俗文化財」という。)
- (5) 練馬区登録史跡、練馬区登録名勝または練馬区登録天然記念物(以下「登録史跡等」という。)

2 委員会は、登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等を登録するに当たっては、あらかじめ当該文化財の所有者の同意を得なければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 委員会は、登録無形文化財を登録するに当たっては、その保持者または保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体をいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

4 委員会は、第1項の規定による登録をしたときは、練馬区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める事項を告示しなければならない。

5 委員会は、登録無形文化財の登録をした後においても、その保持者または保持団体として認定すべき者がいると認めたときは、追加認定することができる。

(登録および認定の解除)

第7条 委員会は、登録文化財がその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その登録を解除することができる。

2 委員会は、登録有形文化財、登録有形民俗文化財または登録史跡等の所有者から当該文化財の登録の解除の申出があったときは、その登録を解除しなければならない。

3 登録無形文化財の保持者がすべて死亡したときまたは保持団体のすべてが解散したときは、当該登録無形文化財の登録は、解除されたものとする。

4 前3項の規定による登録の解除には、前条第4項の規定を準用する。

5 委員会は、登録無形文化財の保持者または保持団体がつぎの各号の一に該当すると認めるときは、当該保持者または保持団体の認定を解除することができる。

- (1) 保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなったとき。
- (2) 保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったとき。
- (3) その他特別の事由があるとき。

(文化財の指定)

第8条 委員会は、登録文化財(法または東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。))による指定を受けた文化財を除く。)のうち、重要なものをつぎの各号の練馬区指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

- (1) 練馬区指定有形文化財(以下「指定有形文化財」という。)
- (2) 練馬区指定無形文化財(以下「指定無形文化財」という。)
- (3) 練馬区指定無形民俗文化財(以下「指定無形民俗文化財」という。)
- (4) 練馬区指定有形民俗文化財(以下「指定有形民俗文化財」という。)
- (5) 練馬区指定史跡、練馬区指定名勝または練馬区指定天然記念物(以下「指定史跡等」という。)

2 第6条(第1項を除く。以下この項において同じ。)および前条の規定は、指定文化財について準用する。この場合において、第6条および前条中「登録」とあるのは「指定」と読み替えるものとする。

(他の法令との関係)

第9条 指定文化財が法または都条例による指定を受けたときは、当該指定文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、委員会は、規則で定める事項を告示しなければならない。

第3章 文化財の管理

(所有者の管理義務)

第10条 登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等の所有者は、この条例および規則に従い、当該文化財を適切に管理しなければならない。

(所有者変更等の届出)

第11条 登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等の所有者は、つぎの各号の一に該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、この限りでない。

- (1) 所有者の変更があったとき。
- (2) 所有者が氏名もしくは名称または住所もしくは所在地を変更したとき。
- (3) 登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等の全部もしくは一部が滅失し、破損し、亡失し、または盗難にあったとき。
- (4) 登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等の所在する場所を変更しようとするとき。
- (5) 登録史跡等が所在する土地の地番、地目または地積に変更があったとき。

(保持者等に関する届出)

第12条 登録無形文化財の保持者または保持団体は、つぎの各号の一に該当するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 保持者が氏名、芸名もしくは雅号または住所を変更したとき。
- (2) 保持団体が名称もしくは事務所の所在地を変更し、またはその構成員に異動を生じたとき。
- (3) 保持団体の代表者の変更があったとき。
- (4) 保持団体が解散するとき。

(現状変更等の届出)

第13条 指定有形文化財、指定有形民俗文化財および指定史跡等の修理その他の現状変更をし、または保存に影響を及ぼす行為(以下「変更行為等」という。)をしようとする者

は、当該変更行為等をしようとする日の90日前までに委員会に届け出なければならない。ただし、つぎの各号の一に該当するときは、当該変更行為等をした後届け出ることをもって足りる。

(1) 非常災害のため必要な応急措置をとるとき。

(2) 指定有形文化財、指定有形民俗文化財および指定史跡等が破損し、または衰亡している場合において、当該破損または衰亡の拡大を防止するため応急措置をとるとき。

2 前項の規定にかかわらず、第16条第2項の規定による勧告または第19条第1項の規定による補助金の交付を受けて修理を行うときは、前項の届出を要しない。

3 委員会は、第1項の届出があった場合において、指定有形文化財、指定有形民俗文化財および指定史跡等の保護のため必要があると認めるときは、同項の届出に係る変更行為等について必要な指示をすることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第14条 登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等の所有者が変更したときは、新所有者は、この条例による当該文化財についての旧所有者の権利義務を承継する。

(調査および報告)

第15条 委員会は、必要があると認めるときは、登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等の現状または管理もしくは修理の状況について調査し、またはその所有者に対して報告を求めることができる。

(管理または修理等に関する助言または勧告)

第16条 委員会は、登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等が滅失し、破損し、または盗難にあうおそれがあると認めるときは、所有者に対して管理方法の改善その他文化財の管理について必要な助言または勧告をすることができる。

2 委員会は、登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等が破損しているときは、所有者に対して修理について必要な助言または勧告をすることができる。

3 委員会は、登録無形文化財の保持者または保持団体および登録無形民俗文化財の保存に当たっている者または団体に対して、その保存のため必要な助言または勧告をすることができる。

#### 第4章 文化財の公開および補助

(文化財の公開)

第17条 委員会は、登録有形文化財、登録有形民俗文化財もしくは登録史跡等の所有者、登録無形文化財の保持者もしくは保持団体または登録無形民俗文化財の保存に当たっている者もしくは団体に対して、その公開を求めることができる。

2 委員会は、登録有形文化財または登録有形民俗文化財の所有者に対して、委員会の行う公開の用に供するため、その出品を求めることができる。

3 委員会は、登録無形文化財または登録無形民俗文化財の記録の所有者に対して、その公開を求めることができる。

4 前3項の規定による公開に要する費用は、その全部または一部を区の負担とすることができる。

5 区は、第1項から第3項までの規定により登録文化財またはその記録を公開し、または出品した者に対して、謝礼金を支給することができる。

6 委員会は、第2項の規定により登録有形文化財または登録有形民俗文化財が出品されたときは、その職員のうちから管理責任者を定めなければならない。

- 7 第1項から第3項までの規定により公開され、または出品されたものが滅失し、破損し、亡失し、または盗難にあったときは、区は、その所有者に対して通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

(文化財保護の奨励)

第18条 区は、文化財保護の奨励のため、登録有形文化財、登録有形民俗文化財および登録史跡等の所有者、登録無形文化財の保持者および保持団体ならびに登録無形民俗文化財の保存に当たっている者および団体のうち委員会が適当と認めたものに対して、奨励金を交付することができる。

(補助金の交付)

第19条 区は、指定有形文化財、指定有形民俗文化財および指定史跡等の所有者に対して、その管理または修理に要する費用について補助金を交付することができる。

2 区は、指定無形文化財の保持者もしくは保持団体または指定無形民俗文化財の保存に当たっている者もしくは団体のうち委員会が適当と認めたものに対して、その保存に要する費用について補助金を交付することができる。

3 前2項の規定により補助金を交付するときは、委員会は、指定文化財の管理もしくは修理または保存について必要な指示をすることができる。

(補助金の返還)

第20条 前条の規定により補助金の交付を受ける者がつぎの各号の一に該当するときは、区は、当該補助金の全部もしくは一部を交付せず、またはその者に対してすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の条件に従わなかったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (4) 災害その他の事由により補助の対象の全部または一部を継続することが不能または必要がなくなったとき。

## 第5章 文化財保護審議会

(設置および所掌事務)

第21条 委員会の附属機関として練馬区文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員会の諮問に応ずるとともに、文化財の保存および活用についての重要事項を調査し、審議し、ならびにこれらの事項について委員会に提言する。

(審議会への諮問)

第22条 委員会は、つぎの各号に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 登録文化財の登録および登録の解除
- (2) 指定文化財の指定および指定の解除
- (3) 登録無形文化財および指定無形文化財の保持者または保持団体の認定、追加認定および認定の解除
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

(組織)

第23条 審議会は、文化財に関し専門の識見を有する者および区の文化財に関しすぐれた識見を有する者のうちから、委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雑則

(区の区域外に移出した文化財の把握)

第25条 委員会は、登録文化財が区の区域外に移出した場合においても、その所在および現状の把握に努めるものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。